

Inter EC for Customer サービス 利用規約

第1条（総則）

エスピーメディアテック株式会社（以下、「運営者」という）は、この「Inter EC for Customer サービス 利用規約」（以下、「本契約」という）の定めるところにより、Inter EC for Customer サービス（以下、「本サービス」という）の利用にかかわる申込をした者（以下、「申込者」という）へ提供するものとします。

第2条（用語の定義）

「基本サービス」: 運営者または運営者の指定する提携企業が管理するインターネットに接続されたコンピューター機器（以下、「サーバー」という）の記憶装置の1区画領域（以下、「データ領域」という）に、インターネットを通じて役務サービスを行う為のソフトウェア「Inter EC for Customer」を設置して貸し出し、機能を利用する権利を申込者に付与するサービス

「付加サービス」: 基本サービスにより申込者に貸し出される機能に、有償で価値を付加するサービスまたはその他のサービス

「利用契約」 : 運営者から本サービスの提供を受ける為の契約

「利用者」 : 申込者が本規約第6条の規定に基づき本サービスの提供を受ける権利を貸与する第三者

第3条（本サービスの内容）

本サービスは、基本サービスと付加サービスとの組み合わせまたは基本サービスのみで提供されます。なお、運営者は付加サービスのみでの提供は行いません。

2. 前項に掲げる各サービスの個別の機能（以下、「利用コース」という）については、別に定めるものとします。

第4条（仕様の変更等）

運営者は、本サービスに関して、プログラムの改良・追加・削減等を行うことがあり、申込者はこれを事前に了承するものとします。

2. 運営者は、前項に定める変更を行う際には、運営者が定める方法により、申込者にその旨を通知いたします。ただし、緊急を要する場合には、この限りではありません。

第5条（禁止される行為）

申込者および利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者に対し、財産権（知的財産権を含む）の侵害、プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為
- (2) 本サービスに支障をきたすおそれのある行為、その他運営者が不相当と判断する行為
- (3) 運営者及び第三者の著作権、肖像権、その他権利を侵害すると判断される行為
- (4) 運営者の提供する本サービスの機能の全てまたは一部を再販売する行為
- (5) わいせつ等アダルトカテゴリに属する情報配信、公序良俗または法令に違反する行為
- (6) 犯罪に結びつく行為

第6条（権利の貸与）

申込者は、自己の責任において本サービスの提供を受ける権利を第三者に貸与し、利用させることができるものとします。

第7条（本契約期間）

本契約期間は、本サービスの利用開始日から6ヶ月間とし、以後、申込者より1ヶ月以上前までに所定の手続きによる解約の届出がない場合は、期間満了のときより6ヶ月間自動的に更新されるものとし、以後期間満了毎同様に更新されるものとします。

第8条（利用申込）

運営者は、申込者が署名した申込書類の提出をもって利用申込を受け付け、必要な審査・手続等を経た後に当該利用申込を承諾するものとします。

第9条（利用契約の成立）

本サービスの利用契約は、前条に規定した利用申込に対して運営者がこれを承諾し、利用通知書を申込者に発行したときに成立するものとします。

第10条（申込の拒絶）

運営者は、運営者の判断により、契約締結を適当でないと判断した場合、本サービス利用の申込を承諾しないことができるものとします。

第11条（利用コースの変更）

申込者が利用コースの変更を希望する場合は、前3条に準じる方法により、申込者は利用コースを変更することができるものとします。

第12条（提供の停止）

運営者は、申込者が次の各号のいずれかに該当するとき、事前の催告をすることなく本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 本サービスの料金等または遅延損害金等を支払期日を経過してもなお支払わないとき
- (2) 申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき
- (3) 本規約第5条各号の規定に違反すると運営者が判断したとき
- (4) 支払停止に陥ったとき
- (5) 仮差押、差押、再生手続、破産、会社更生等の申立をし、またはこれを受けたとき
- (6) 日本および他各国で定められた法律に反する行為を行ったとき、または過去に同様の行為を行っていたことが判明したとき
- (7) 第三者に対して迷惑行為を行ったとき、または第三者から抗議があったとき
- (8) 前各号に掲げる事項のほか、申込者の責めに帰すべき事由で、運営者の業務の遂行もしくは運営者の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (9) その他運営者がやむを得ないものと認めたとき

第13条（提供の中止／中断）

運営者は、次の各号のいずれかに該当するとき、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 運営者の電気通信設備の保守上または工事にやむを得ないとき、運営者が必要と判断したシステム保守上やむを得ないとき
- (2) 運営者の電気通信設備およびシステムにやむを得ない障害が発生したとき
- (3) 第1種電気通信事業者または運営者の指定する提携企業が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき

2. 運営者は、前項第1号の規定により本サービスの提供を中止しようとするときは、事前にその旨を申込者に運営者の定める方法で通知します。但し、緊急またはやむを得ない場合ならびに前項第2号および第3号においてはこの限りではありません。

第 14 条（サービスの制限）

運営者は、天災、事変その他の非常事態の発生により、通信需要が著しく輻輳し、通信の一部または全部を接続することができなくなった場合には、公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限し、または中止する措置を取ることがあります。

2. 本サービスを利用する申込者または利用者は、運営者の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。このような行為があったときには、運営者は申込者または利用者の利用を制限することがあり、更に申込者または利用者に対して損害賠償請求をすることがあります。

第 15 条（サービスの廃止）

運営者は、天災、障害、不測の事故等、運営者により復旧が困難と判断された場合、本サービスを廃止または休止することができるものとします。

2. 運営者は、1ヶ月前までに申込者に通知することで、運営者の都合により本サービスの全部または一部を廃止または休止することができるものとします。

3. 本サービスの廃止または休止により、申込者が損害を被った場合でも、運営者は一切の責めを免除されるものとします。

第 16 条（申込者による解約）

申込者は、解約を希望する場合、その月の1ヶ月以上前までに運営者の定める方法によりその旨を通知するものとします。

2. 申込者が解約する場合、申込者は解約月末日までに発生した料金等を運営者が指定する方法で運営者に支払うものとします。また、申込者から既に支払済みの料金等については、運営者は、一切払い戻しをしないものとします。

第 17 条（運営者による解除）

運営者は、本規約第 12 条各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。

2. 第 1 項による利用契約の解除は、申込者への損害賠償の請求を妨げないものとします。

3. 第 1 項により利用契約が解除となった申込者は、運営者に運営者が解除した利用月末日までに発生した料金等を債務の告知を受けた日より1ヶ月以内に運営者が指定する方法にて支払うものとします。

第 18 条（利用期間等）

利用開始日とは、申込者へ発行した利用通知書に記載された利用開始日のことをいいます。

2. 利用月とは、利用開始日から当月末日まで、または毎月1日から当月末日までとし、当該末日を締日とします。

第 19 条（料金等）

本サービスの料金及び関連費用（以下、「料金等」という）は、以下の項目からなるものとします。

(1) 初期費用：申込者が、本サービスを受けるにあたって支払うセットアップ料その他必要な費用を含む一時金で、利用コースで定める細目から成ります。

(2) 利用料：申込者が、本サービスの利用の対価として支払う費用で、利用コースで定める細目から成ります。

(3) 付加サービス：申込者のドメイン、SSL等を維持・管理する費用で、オプションで定める細目から成ります。

2. 本サービスの初期費用、利用料及び付加サービスの額は、別途運営者が定めた額とします。

3. 運営者が本条に規定する料金の変更を行う場合は、運営者は申込者に2ヶ月前までに通知するものとします。

第20条（支払い）

申込者は、運営者に対し、本サービスの利用に係る前条に規定した料金等を、毎月当社の定める日に翌月分を利用コース毎に次の各号のとおり支払うものとします。

- (1) 料金等について申込者は運営者に、銀行振込により支払うものとします。
- (2) 料金等の支払いにおいて、振込手数料が発生する場合は申込者の負担とします。
- (3) ドメイン、SSL等の維持期限満了等により、維持料等の納付が必要になった場合は、申込者は運営者の指定する方法で速やかに支払うものとします。

2. 申込者から運営者に支払われた本サービスに関する一切の料金等は、本規約第10条の申込の拒絶があった場合を除き、理由の如何を問わず返還しないものとします。

第21条（遅延損害金）

申込者は、本サービスの料金等の支払を遅延した場合は、遅延期間につき未払額に対する年率14.6%の割合に応じた遅延損害金を運営者に支払うものとします。

第22条（消費税）

申込者が運営者に対し、本サービスに関する料金等を支払う場合、支払を要する額は税込価格とします。

第23条（情報の取扱）

申込者および利用者による本サービスを利用したデータの登録が、本規約第5条各号またはそれらに準ずるものに該当すると運営者が判断した場合、運営者は、申込者の承諾なくサーバー内の該当するデータの全部または一部を削除することができるものとします。

2. 運営者は、申込者または利用者が登録したデータについて、何らの保証も行わず、その責めを負わないものとします。
3. 申込者または利用者に犯罪の被疑事実があり、裁判官の発する令状により、データが特定され開示するよう求められた場合に、運営者は申込者または利用者の承諾なく当該データの全部または一部を開示することができるものとします。

第24条（バックアップ）

運営者は、サーバーの故障・停止時の復旧の便宜を図るために備えて申込者および利用者の登録したデータの複写を保管することがあります。

2. 申込者または利用者が登録したデータが消失し、または消去されるなどして、申込者または利用者が不利益を被った場合でも、運営者は何らの責めも負わないものとします。

第25条（申込者のデータの権利）

申込者および利用者が登録したデータの著作権法上の権利について、運営者は保護する義務を負わないものとします。

第26条（運営者による編集・出版）

運営者は、申込者および利用者の承諾を得た上で、申込者および利用者の情報を抽出・再編集して、インターネット、書籍、放送その他の媒体を通じて、発表することがあります。この場合の一切の権利は、運営者に帰属するものとします。

第27条（定期メンテナンス）

各種サービス申込書またはサービス通知書等の契約書に記載の日程で定期メンテナンスを実施致します。メンテナンス実施中においてはサービスが使用できなくなる場合があります。

第 28 条（損害賠償）

運営者は、本サービスを提供すべき場合において、運営者の責めに帰すべき事由により、その利用ができない状態が生じ、かつそのことを運営者が知った時刻から起算して、連続して24時間以上本サービスが利用できなかったときは、申込者の請求に基づき、運営者は、その利用ができない状態を運営者が知った時刻から、そのサービスの利用が再び可能になったことを運営者が確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下切捨）にサービス月額費用の30分の1を乗じて得た額をサービス月額費用から差引きます。但し、申込者は、当該請求をなし得ることとなった日から3ヵ月以内に当該請求をしなかったときは、その権利を失うものとし、また、応答（レスポンス）速度の遅いことは、利用ができない状態に該当せず、運営者は、応答速度の遅さに対して一切の責めを負いません。

2. 運営者の責めに帰すべき事由によらずに本サービスを提供できなかったときは、運営者は、一切その責めを負わないものとします。

3. 運営者は、申込者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含む）について何らの保証責任も負わないものとします。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害等に対しても、何らの責めを負わないものとします。

4. 運営者は、理由の如何にかかわらず、申込者または利用者が本サービス用設備のファイルに書き込んだ情報が変更・削除されたことに起因して申込者または利用者に損害が生じたとしても、一切の責めを負わないものとします。

5. 申込者または利用者は、本サービスの利用に関連し第三者に対して損害を与えたものとして、第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を処理するものとし、運営者の責めによらず運営者が相手方とされた場合には、その処理費用の負担を含め、運営者を補償するものとします。

6. 運営者が申込者に対し損害賠償責任を負う場合、運営者が負担する賠償金は申込者が支払った本サービスの月額費用を上限とします。

第 29 条（機密保持）

運営者は、利用契約の履行に際し知り得た申込者および利用者の業務上の機密（通信の秘密を含む）を、法令に基づく場合を除き、第三者に漏らしません。

第 30 条（著作権）

別段の定めのない限り、運営者の提供するサービスに関する各コンテンツの著作権その他の知的財産権は運営者あるいは各コンテンツの主宰者に帰属するものとし、また、各コンテンツの集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は運営者に帰属するものとします。

2. 申込者は、本サービスの利用により享受される著作物を、著作権法その他の法律で許された範囲内でのみ使用するものとします。申込者が著作物の使用、改変、複製、頒布その他の行為により著作権法その他の法律に違反し、若しくは他人の著作権を侵害した場合には、申込者がその責めを負うものとし、運営者がかかる違反若しくは侵害により損害を被り、若しくは被るおそれがあるときは、運営者を防御、免責、補償するものとします。

第 31 条（パスワード等の管理）

申込者または利用者は、運営者から発行された各種 ID、ユーザ名及びパスワードを自らの責任で管理するものとし、その管理不十分、使用上の過誤、許諾の如何を問わず第三者の使用等によって損害が発生したとしても、申込者または利用者がその責めを負うものとし、運営者は、その責めを負わないものとします。

第 32 条（通信設備等）

申込者および利用者は、自己の費用と責任において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェアその他これらに付随して必要となるすべての機器およびサービスを準備し利用するものとします。

第 33 条（通信事業者および接続業者）

申込者および利用者は、本サービスを利用する為に任意の通信事業者ならびにインターネット接続業者と契約するものとし、運営者は、通信事業者若しくは接続業者の責めに帰すべき事由で本サービスの提供が妨げられたとしても、一切その責めを負わないものとします。

第 34 条（免責）

運営者は申込者に対して、運営者の責めにあたらない申込者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失にかかる損害、財産的損害、信用損害その他の損害について、理由の如何を問わず責めを負わないものとします。

2. 申込者は、取引の安全、債権回収等の一切につき、自己の責任と費用で対処し、運営者は、これにつき一切の責めを免れるものとします。

3. 運営者は、次に定める事由から生じる申込者の損害については責めを負いません。

- (1) 地震、火災、落雷、風水害その他の天災、戦争など運営者の支配を超えた事由により生じる損害。
- (2) 電子計算機、通信回線の障害、電力事故等の事故又は保全に必要な工事等に起因する損害。
- (3) 本サービスに対する第三者の侵害のため、本サービスが正常に運用できないことによる損害。
- (4) 運営者の責めによらないハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合による損害。
- (5) 申込者による本サービスの操作ミス又は運営者が申込者の指示に従った結果として生じる損害。
- (6) 申込者のハードウェア、ソフトウェア及びネットワークの不具合に起因する損害。
- (7) ソフトウェアウイルス及びコンピュータシステムに対するハッキング等、不正アクセス行為に起因する損害。
- (8) 申込者の電子ファイルの内容及び電子ファイルの取り交わしに起因する損害。
- (9) 運営者の予知できなかったシステム又はソフトウェアの不具合ならびにトランザクションの過度の集中による本サービスのダウン。
- (10) データセンター事業者又はインターネット接続プロバイダの責に帰すべき故障、アクセス不能、性能の劣化。
- (11) 実装される電子ファイルの防衛手段（不正アクセスの防止対策を含むがこれに限定されない）に含まれない又は防衛手段を突破あるいは回避された結果として生じた電子ファイルの紛失、破壊、改竄、漏洩等に係る損害。

第 35 条（規約の変更）

運営者は、予告なく本規約を変更できるものとします。また本規約が変更され、変更後の規約が本サービス実施者のウェブサイトに掲載された時点より変更後の内容が適用されます。

第 36 条（協議）

本規約に定めのない事項、本規約条項中疑義の生じた事項については、申込者および運営者と別途協議のうえこれを決定するものとします。

第 37 条（合意管轄裁判所）

申込者と運営者の間で訴訟の必要が生じた場合、京都地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

付則

この利用規約は 2010 年 6 月 1 日から実施します。

（制定）2010 年 6 月 1 日

（改訂）2013 年 8 月 1 日

Inter EC for Customer サービス申込書

新規 変更 解約

No: _____

エスピーメディアテック株式会社 御中

Inter EC for Customer サービス利用規約に同意の上、申込みを行います。

お申込日 20 年 月 日

申込者 (ご契約者)	法人名 組織名	(カナ) (漢字)											印
	代表者 氏名	(カナ) (漢字) 姓	名	役職	(漢字)								
	住所	〒					TEL ()	FAX ()	ビル・マンション名				
	(英文) ビル・マンション名	番地	区町村	市区郡	都道府県								
組織種別		登記年月日	西暦	年	月	日							

▼ドメイン登録及びサーバー管理を担当される方をご記入ください。

ご担当者	氏名	(カナ) (漢字)	部署/役名	
	E-mail		@	

▼ご希望のサービスにチェックしてください。

お申込内容	サービス名	初期設定費用(税込)	月額維持料(税込)	月額利用料(税込)	サービス内容/備考
	基本	<input type="checkbox"/> アイテム 500	54,000円	-	21,600円
<input type="checkbox"/> アイテム 1000		-		27,000円	1,000件までの商品登録が可能です。
<input type="checkbox"/> アイテム 5000		-		32,400円	5,000件までの商品登録が可能です。
<input type="checkbox"/> アイテム 10000		-		48,600円	10,000件までの商品登録が可能です。
オプション	<input type="checkbox"/> 新規専用ドメイン取得 (jp/.com/.net)	5,400円	1,080円	-	ドメイン、SSLを継続利用するには、維持料が必要です。当サービスで契約されたドメイン、SSLの維持料は、原則的に弊社で納付代行いたします。
	<input type="checkbox"/> 専用SSL(専用IP込み) (ペリサイン)	10,800円	10,800円	-	
計		(a)	(b)	(c)	(a) + (b) + (c)

▼大文字でご記入ください。

▽ ドメイン(サーバー)移転のお客様は、第二希望欄に取得済みドメイン名をご記入ください。

ドメイン名	<input type="checkbox"/> 新規取得	第一希望	
	<input type="checkbox"/> 取得済み	第二希望 (取得済みドメイン)	
ドメイン登録情報: <input type="checkbox"/> 公開する <input type="checkbox"/> 非公開にする 国際ドメイン名新規取得時のみ選択可能。JPTドメイン名の情報公開規則は日本レジスリーサービスにより定められています。			

- テクニカルサポート (総合窓口: エスピーメディアテック株式会社)
営業時間: 月~金曜日 10:00~18:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始は休業)
連絡先: Tel:075-924-2222 Fax:075-924-2028

- 定期メンテナンス
利用規約 2 7 条に基づき毎月第 2・4 月曜日 (日祝日の場合は翌日) の AM5:00~8:00 において定期メンテナンス実施の為、サービスが使用できなくなる場合があります。

【事務処理欄】

初回 確認日 20 年 月 日

受注	ドメイン	SSL	返却申請	環境設定	通知
利用開始日	2 0	年	月	日	

TLDの分類

	用途
com	商業組織用
net	ネットワーク用
org	非営利組織用

JPDメイン名の分類

属性型(組織種別型)JPDメイン名	
AC.JP	(a)学校教育法および他の法律の規定による学校(EDドメイン名の登録資格の(a)に該当するものを除く)、大学共同利用機関、大学校、職業訓練校 (b)学校法人、職業訓練法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人
CO.JP	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社、特殊会社、その他の会社および信用金庫、信用組合、外国会社(日本において登記を行っていること)
OR.JP	(a)財団法人、社団法人、医療法人、監査法人、宗教法人、特定非営利活動法人、中間法人、独立行政法人、特殊法人(特殊会社を除く)、農業協同組合、生活協同組合、その他 AC.JP、CO.JP、ED.JP、GO.JP、地方公共団体ドメイン名のいずれにも該当しない日本国法に基づいて設立された法人 (b)国連等の公的な国際機関、外国政府の在日公館、外国政府機関の在日代表部その他の組織、各国地方政府(州政府)等の駐日代表部その他の組織、外国の会社以外の法人の在日支所その他の組織、外国の在日友好・通商・文化交流組織、国連NGOまたはその日本支部
ED.JP	(a)保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校、養護学校、専修学校および各種学校のうち主に18歳未満を対象とするもの (b)(a)に準じる組織で主に18歳未満の児童・生徒を対象とするもの (c)(a)または(b)に該当する組織を複数設置している学校法人、(a)または(b)に該当する組織を複数設置している大学および大学の学部、(a)または(b)に該当する組織をまとめる公立の教育センターまたは公立の教育ネットワーク

地域型JPDメイン名

一般地域型ドメイン名	(a)AC、CO、ED、GO、OR、NE、GRのいずれかの属性型(組織種別型)ドメイン名の登録資格を満たす組織 (b)病院 (c)日本に在住する個人
地方公共団体ドメイン名	普通地方公共団体およびその機関、特別区およびその機関

汎用JPDメイン名

.JP	日本国内に、JPRSからの通知を受領すべき住所を有する個人、または、これを受領すべき本店・主たる事務所、支店・支所、営業所その他これに準じる常設の場所を有する法人格を有しまたは法人格を有さない組織
-----	--